国立大学法人電気通信大学における職員の健康情報等取扱規程

制定 令和4年3月14日規程第70号

(趣旨)

- 第1条 この規程は、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。) 第104条第2項に基づき、国立大学法人電気通信大学(以下「本学」という。)における職員の健康情報等の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 健康情報等の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。) その他関係法令及び本学の関係規程に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この規程において「健康情報等」とは、本学において業務上知り得た職員の心身の 状態に関する情報のうち別表に掲げるものをいう。
- 2 この規程において「健康情報等の取扱い」とは、次の各号に掲げる健康情報等に係る一 連の措置をいう。
 - (1) 収集 健康情報等を入手すること。
 - (2) 保管 入手した健康情報等を保管すること。
 - (3) 使用 健康情報等を取り扱う権限を有する者が、健康情報等を業務上活用すること (閲覧又は第三者への提供を含む。)。
 - (4) 加工 収集した健康情報等の他者への提供に当たり、当該健康情報等の取扱いの目的の達成に必要な範囲内で使用されるように変換すること。
 - (5) 消去 収集、保管、使用、加工した情報を削除するなどして使えないようにすること。 (健康情報等の取扱い)
- 第3条 本学が保有する健康情報等は、職員の健康確保措置の実施又は安全配慮義務履行 のために適切に取り扱わなければならない。
- 2 健康情報等を取り扱う者は、あらかじめ職員本人の同意を得ることなく、前項に規定する利用目的の達成に必要な範囲を超えて、健康情報等を取り扱ってはならない。ただし、個人情報保護法第18条第3項各号に該当する場合を除く。

(健康情報等を取り扱う者)

- 第4条 健康情報等を取り扱う者は、次の各号に区分するものとし、それぞれ当該各号に定める者をいう。
 - (1) 人事に関して直接の権限を持つ者 学長、理事、総務部長又は総務部人事労務課長
 - (2) 産業保健業務従事者 産業医、看護師、公認心理士又は衛生管理者
 - (3) 管理監督者 当該職員の所属長
 - (4) 人事部門の事務担当者 総務部人事労務課職員
- 2 健康情報等の取扱いに係る責任者は、国立大学法人電気通信大学個人情報保護規程(以下「個人情報保護規程」という。)第6条に規定する総括個人情報保護管理者(以下「総括保護管理者」という。)をもって充てる。

(健康情報等を取り扱う権限等)

第5条 健康情報等を取り扱う者及びその権限は、別表のとおりとする。

- 2 前条第1項第1号、第3号及び第4号の者が健康情報等を使用する場合は、職員に対する健康確保措置を実施するために必要な情報が的確に伝達されるよう、産業保健業務従事者が集約、整理、解釈等を行い、適切に加工した情報を取り扱うものとする。
- 3 別表に定める権限を超えて健康情報等を取り扱う場合は、総括保護管理者の承認を得るとともに、職員本人の同意を得なければならない。
- 4 健康情報等を取り扱う者は、業務上知り得た健康情報等を他人に漏らしてはならない。 当該業務に従事しなくなった後も同様とする。
- 5 前条第1項各号に規定する者以外の者は、原則として健康情報等を取り扱わないものとする。

(健康情報等を取り扱う目的等の周知)

第6条 健康情報等を取り扱う場合は、あらかじめその利用目的及び取扱方法を本学のホームページ等への掲載その他の方法により周知するものとする。

(職員本人の同意の取得)

- 第7条 健康情報等を収集するときは、次の各号のいずれかの場合を除き、適切な方法により職員本人の同意を得るものとする。
 - (1) 安衛法その他関係法令に基づき健康情報等を収集するとき
 - (2) 個人情報保護法第20条第2項各号に該当するとき
- 2 この規程が職員に認識される合理的かつ適切な方法により周知され、かつ職員がこの 規程に規定されている健康情報等を本人の意思に基づき提出した場合は、その取扱いに ついて職員本人の同意を得られたものとみなす。

(健康情報等の管理)

- 第8条 健康情報等の管理及び安全の確保等については、個人情報保護規程による。 (健康情報等の開示等)
- 第9条 健康情報等の開示、訂正及び利用停止については、個人情報保護規程により行う。 (健康情報等を第三者に提供する場合の取扱い)
- 第10条 健康情報等を取り扱う者は、個人情報保護法第27条第1項各号に掲げる場合を除き、あらかじめ職員本人の同意を得ることなく、健康情報等を第三者に提供してはならない。
- 2 健康情報等を第三者に提供する場合は、当該健康情報等を提供した年月日、当該第三者 の氏名又は名称その他の記録を作成し、保存しなければならない。

(第三者から健康情報等の提供を受ける場合の取扱い)

第11条 第三者から健康情報等の提供を受ける場合は、当該第三者の氏名又は名称及び住所、当該健康情報等の取得の経緯その他の必要な事項について確認するとともに、その記録を作成し、保存しなければならない。

(健康情報等の取扱いに関する苦情の処理)

第12条 総括保護管理者は、健康情報等の取扱いに関する苦情に関し適切かつ迅速に対応 するため、苦情受付窓口の設置その他の必要な体制を整備するものとする。

(規程の周知)

第13条 この規程を制定又は改廃したときは、本学のウェブサイト等への掲載その他の方 法により職員に周知するものとする。 2 職員が退職後、当該職員に関する健康情報等を取り扱う目的を変更する場合は、その目的を退職者に対して周知するものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、健康情報等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第2条、第5条関係)

	健康情報等の種類	取り扱う者及びその権限	
1	安衛法第65条の2第1項の規定により、本学が作業環境測定	産業保健業務従事者	収集、保管、使用、加工、消去
	の結果の評価に基づいて、職員の健康を保持するため必要があ	人事に関して直接の権限を持つ者、	収集、保管、使用
	ると認めたときに実施した健康診断の結果	管理監督者、人事部門の事務担当者	
2	1の健康診断の受診又は未受診の情報	人事に関して直接の権限を持つ者	総括管理
		産業保健業務従事者	収集、保管、使用、加工、消去
		管理監督者、人事部門の事務担当者	収集、保管、使用
3	安衛法第66条第1項から第4項までの規定により本学が実	産業保健業務従事者	収集、保管、使用、加工、消去
	施した健康診断の結果並びに安衛法第66条第5項及び第6	人事に関して直接の権限を持つ者、	収集、保管、使用
	6条の2の規定により職員から提出された健康診断の結果	管理監督者、人事部門の事務担当者	
4	3の健康診断を実施する場合において、本学が追加して行う健	産業保健業務従事者	収集、保管、使用、加工、消去
	康診断の結果	人事に関して直接の権限を持つ者、	収集、保管、使用
		管理監督者、人事部門の事務担当者	
5	4の健康診断の受診又は未受診の情報	人事に関して直接の権限を持つ者	総括管理
		産業保健業務従事者	収集、保管、使用、加工、消去
		管理監督者、人事部門の事務担当者	収集、保管、使用
6	安衛法第66条の4の規定により本学が医師又は歯科医師か	人事に関して直接の権限を持つ者	総括管理
	ら聴取した意見及び第66条の5第1項の規定により本学が	産業保健業務従事者	収集、保管、使用、加工、消去
	講じた健康診断実施後の措置の内容	管理監督者、人事部門の事務担当者	収集、保管、使用
7	安衛法第66条の7の規定により本学が実施した保健指導の	産業保健業務従事者	収集、保管、使用、加工、消去
	内容	人事に関して直接の権限を持つ者、	収集、保管、使用
		管理監督者、人事部門の事務担当者	
8	7の保健指導の実施の有無	人事に関して直接の権限を持つ者	総括管理
		産業保健業務従事者	収集、保管、使用、加工、消去
		管理監督者、人事部門の事務担当者	収集、保管、使用

	健康情報等の種類	取り扱う者及び	びその権限
9	安衛法第66条の8第1項(第66条の8の2第1項及び第66条の8の4第1項)の規定により本学が実施した面接指導の	産業保健業務従事者	収集、保管、使用、加工、消去
	結果及び同条第2項の規定により職員から提出された面接指 導の結果	人事に関して直接の権限を持つ者、 管理監督者、人事部門の事務担当者	収集、保管、使用
10	9の面接指導に係る職員からの申出の有無	人事に関して直接の権限を持つ者	総括管理
		産業保健業務従事者	収集、保管、使用、加工、消去
		管理監督者、人事部門の事務担当者	収集、保管、使用
11	安衛法第66条の8第4項(第66条の8の2第2項及び第6	人事に関して直接の権限を持つ者	総括管理
	6条の8の4第2項)の規定により本学が医師から聴取した意 見及び同条第5項の規定により本学が講じた面接指導実施後 の措置の内容	産業保健業務従事者	収集、保管、使用、加工、消去
		管理監督者、人事部門の事務担当者	収集、保管、使用
12	安衛法第66条の9の規定により本学が実施した面接指導又	人事に関して直接の権限を持つ者	総括管理
	は面接指導に準ずる措置の結果	産業保健業務従事者	収集、保管、使用、加工、消去
		管理監督者、人事部門の事務担当者	収集、保管、使用
13	安衛法第66条の10第1項の規定により本学が実施した心	産業保健業務従事者	収集、保管、使用、加工、消去
	理的な負担の程度を把握するための検査の結果	人事に関して直接の権限を持つ者、 管理監督者、人事部門の事務担当者	収集、保管、使用
14	安衛法第66条の10第3項の規定により本学が実施した面	産業保健業務従事者	収集、保管、使用、加工、消去
	接指導の結果	人事に関して直接の権限を持つ者、 管理監督者、人事部門の事務担当者	収集、保管、使用
15	14の面接指導に係る職員からの申出の有無	人事に関して直接の権限を持つ者	総括管理
		産業保健業務従事者	収集、保管、使用、加工、消去
		管理監督者、人事部門の事務担当者	収集、保管、使用

	健康情報等の種類	取り扱う者及びその権限	
16	安衛法第66条の10第5項の規定により本学が医師から聴	人事に関して直接の権限を持つ者	総括管理
	取した意見及び同条第6項の規定により本学が講じた面接指	産業保健業務従事者	収集、保管、使用、加工、消去
	導実施後の措置の内容	管理監督者、人事部門の事務担当者	収集、保管、使用
17	安衛法第69条第1項の規定により健康保持増進措置を通じ	産業保健業務従事者	収集、保管、使用、加工、消去
	て本学が取得した健康測定の結果、健康指導の内容等	人事に関して直接の権限を持つ者、	収集、保管、使用
		管理監督者、人事部門の事務担当者	
18	労働者災害補償保険法第27条の規定により、職員から提出された二次健康診断の結果及び同法の給付に関する情報	産業保健業務従事者	収集、保管、使用、加工、消去
		人事に関して直接の権限を持つ者、	収集、保管、使用
		管理監督者、人事部門の事務担当者	
19	治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書	産業保健業務従事者	収集、保管、使用、加工、消去
		人事に関して直接の権限を持つ者、	収集、保管、使用
		管理監督者、人事部門の事務担当者	
20	通院状況等疾病管理のための情報	産業保健業務従事者	収集、保管、使用、加工、消去
		人事に関して直接の権限を持つ者、	収集、保管、使用
		管理監督者、人事部門の事務担当者	
21	健康相談の実施の有無	産業保健業務従事者	収集、保管、使用、加工、消去
		人事に関して直接の権限を持つ者、	収集、保管、使用
		管理監督者、人事部門の事務担当者	
22	健康相談の結果	産業保健業務従事者	収集、保管、使用、加工、消去
		人事に関して直接の権限を持つ者、	収集、保管、使用
		管理監督者、人事部門の事務担当者	
23	職場復帰のための面談の結果	産業保健業務従事者	収集、保管、使用、加工、消去
		人事に関して直接の権限を持つ者、	収集、保管、使用
		管理監督者、人事部門の事務担当者	

	健康情報等の種類	取り扱う者及びその権限	
24	23のほか、産業保健業務従事者が職員の健康管理等を通じて得	産業保健業務従事者	収集、保管、使用、加工、消去
	た情報	人事に関して直接の権限を持つ者、	収集、保管、使用
		管理監督者、人事部門の事務担当者	
25	任意に職員から提供された本人の病歴又は健康に関する情報	産業保健業務従事者	収集、保管、使用、加工、消去
		人事に関して直接の権限を持つ者、	収集、保管、使用
		管理監督者、人事部門の事務担当者	

備考

この表において「総括管理」とは、本学が法令に定められた義務を履行するために必要な健康情報等を直接取り扱うことをいう。